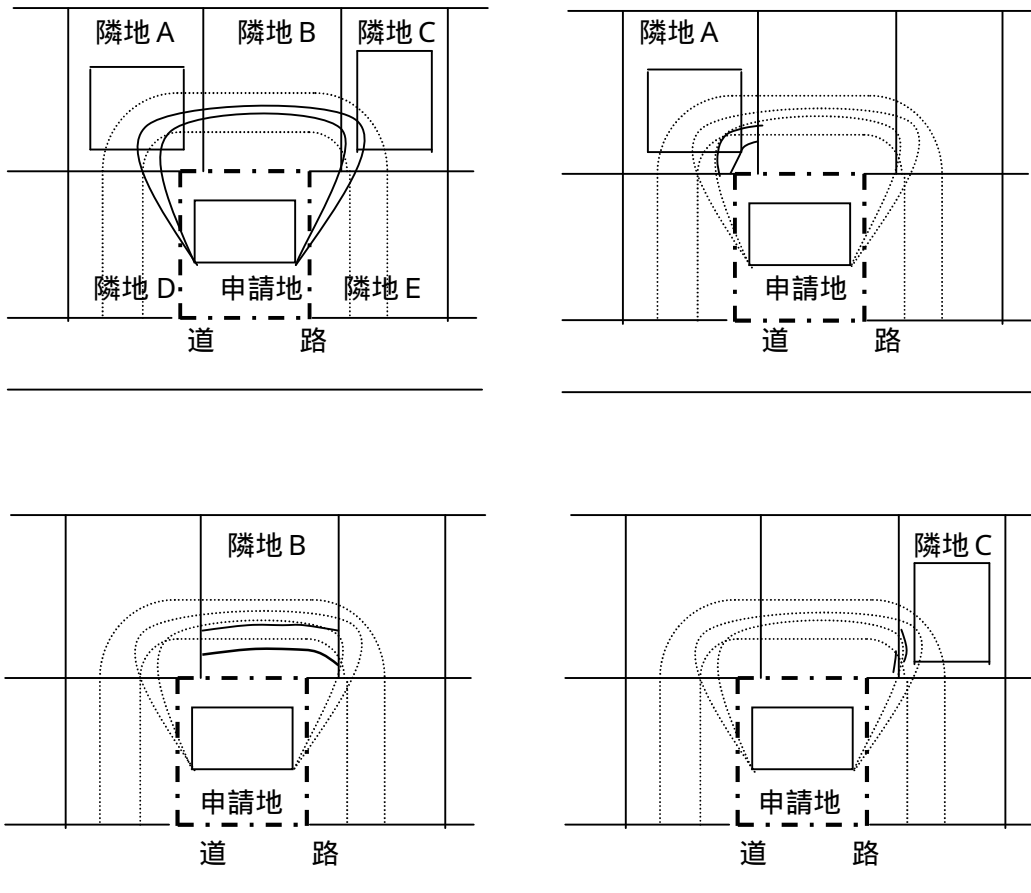


建築物の敷地とこれに接する隣地との高低差



- ; 隣地の高低差の緩和の検討がない場合。隣地 D、隣地 E は規定内に収まっているので検討不要。隣地 A、隣地 B、隣地 C の敷地毎に緩和の検討<sup>注1</sup>を行う。
- ; 隣地 A の緩和。隣地 A には建築物があるので、申請地の建築物の平均地盤面の高さと隣地 A の建築物の平均地盤面<sup>注2</sup>の高さの差をもって、緩和の値を決める。
- ; 隣地 B の緩和。隣地 B には建築物がないので、申請地の建築物の平均地盤面の高さと隣地 B の平均地表面の高さの差をもって、緩和の値を決める。
- ; 隣地 C の緩和。隣地 C には建築物があるので、申請地の建築物の平均地盤面の高さと隣地 C の建築物の平均地盤面<sup>注2</sup>の高さの差をもって、緩和の値を決める。

注 1 ; 敷地毎に緩和の検討 ; 隣地の敷地形状の把握が必要。

注 2 ; 建築物の平均地盤面 ; 各々の敷地内に建築物が複数棟あるときは複数棟全体の平均地盤面

備考

建築基準法質疑応答集

西宮市建築基準法取扱い基準  
 2010.04.01